第5回社会保障審議会少子化対策特別部会保育第一専門委員会

資料1-2

保育の質の確保・向上について 参考資料

新保育所保育指針について

- 第1章~第7章で構成、保育所における保育の内容を定める
- 〇 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布)

第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

- 1. 乳幼児期の発達の特性
- 2. 発達過程

第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために 必要となる職員の資質向上につ いて、施設長の責務を明確化す るとともに研修等について示す

- 1. 職員の資質向上に関する 基本事項
- 2. 施設長の責務
- 3. 職員の研修等

第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる 心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行 わなければならない事項等、保育所における保 育の内容を示す

- 1. 保育のねらい及び内容
- 2. 保育の実施上の配慮事項

第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を 示す(2章以下の根幹を成す)

- 1. 趣旨
- 2. 保育所の役割
- 3. 保育の原理
- 4. 保育所の社会的責任

第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の 特性を生かした入所児の保護者への支援及び 地域の子育て支援について示す

- 1. 保育所における保護者に対する 支援の基本
- 2. 保育所に入所している子どもの 保護者に対する支援
- 3. 地域における子育て支援

第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

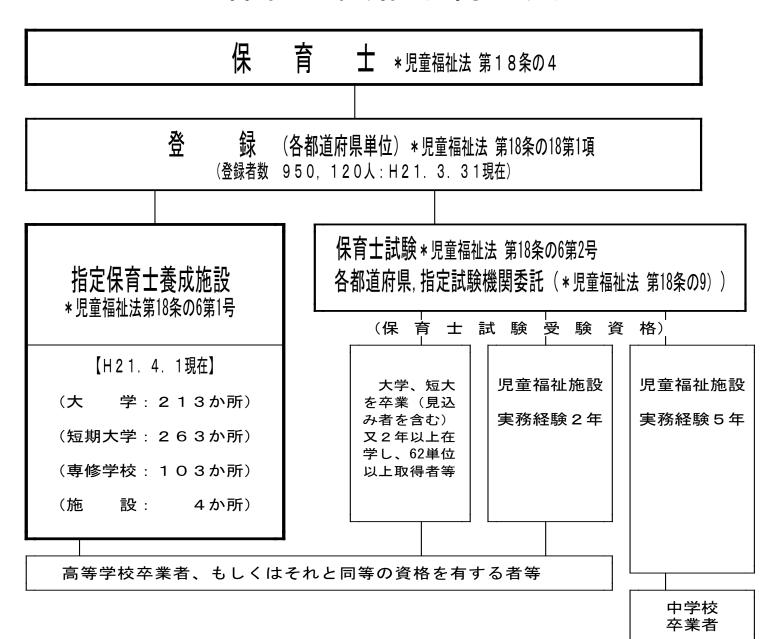
- 1. 保育の計画
- 2. 保育の内容等の自己評価

第5章 健康及び安全

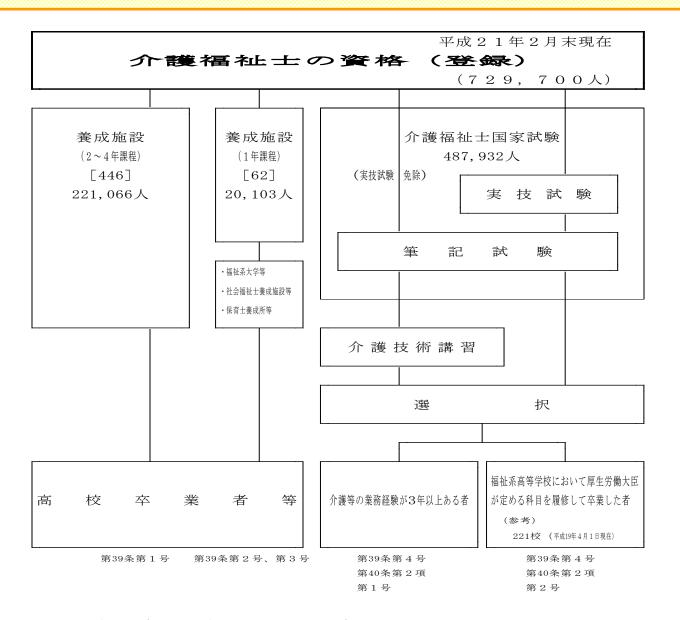
子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

- 1. 子どもの健康支援
- 2. 環境及び衛生管理並びに 安全管理
- 3. 食育の推進
- 4. 健康及び安全の実施体制等

保育士資格取得方法

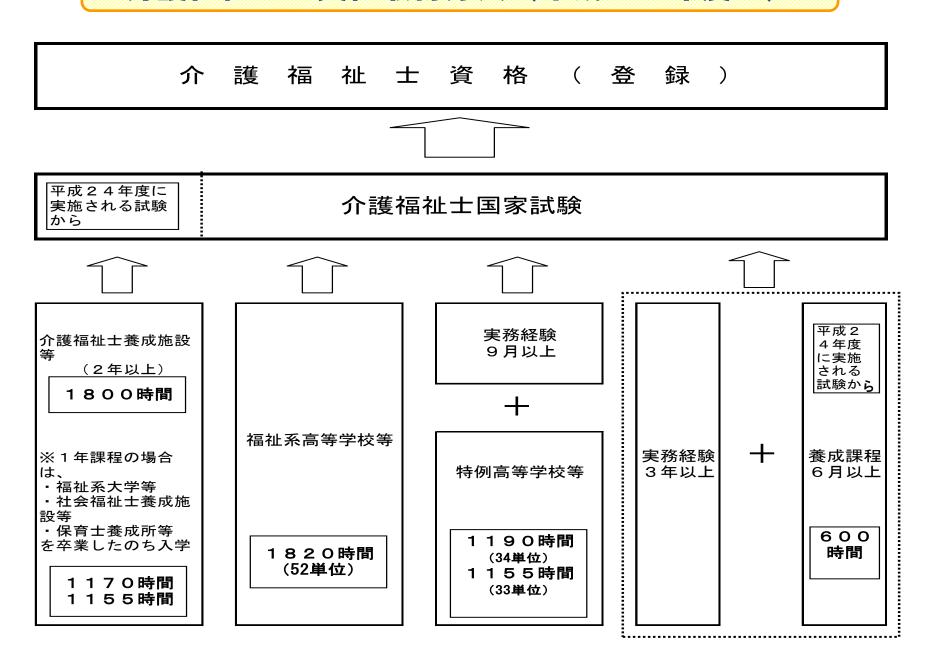


介護福祉士の資格取得方法(現行)

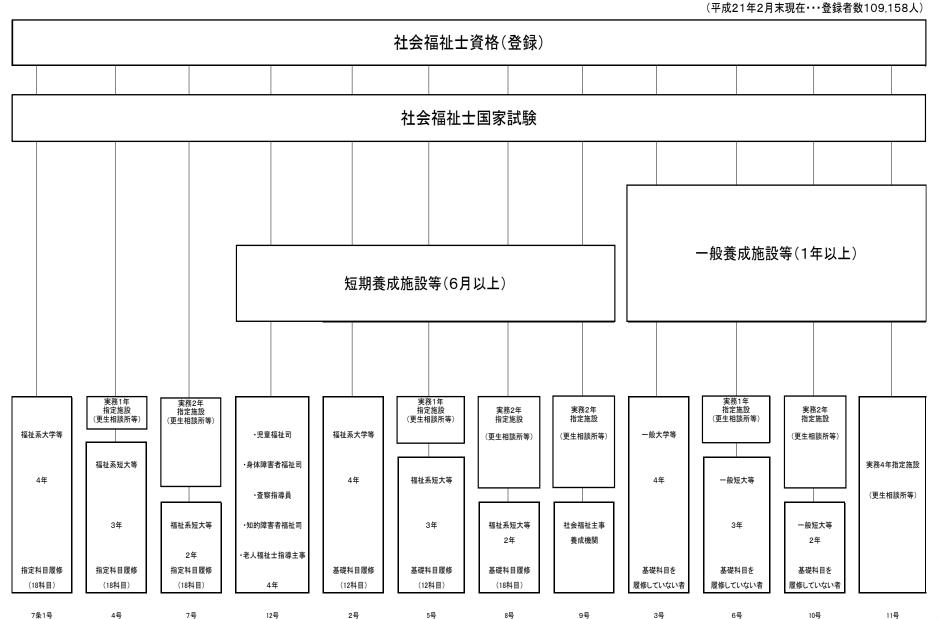


注. [] 内の数字は、平成20年4月1日現在の課程数である。

介護福祉士の資格取得方法(平成24年度~)



社会福祉士の資格取得方法



介護保険制度関係の介護従事者の資格 (訪問介護の場合のイメージ図)

介護福祉士 <国家資格> <上級レベル> 介護職員基礎研修 サービス提供責任者 主任介護職員 訪問介護員(常勤) H24.3に養成 <中級レベル> 訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修 1 級課程 終了予定。介 護職員基礎 サービス提供責任者 研修に一本化 の予定。 <初級レベル> 訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程 訪問介護員(新人) 等 H22.4~ 介護報酬

訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修3級課程

算定外

介護職員基礎研修の概要

介護職員基礎研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させるとともに、介護職員については将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を修得するための機会とすることを目的とする。

○実施主体

介護職員基礎研修の実施主体は、都道府県知事又は都道府県知事の指定した者とする。

○対象者

介護福祉士資格を所持しない者で、今後介護職員として従事しようとする者若しくは現任の介護職員とする。

○研修科目及び研修時間数等

別表のとおり

○その他

- ・訪問介護員養成研修修了者については、受講科目を一部免除。各科目ごとに研修機関が修得度を評価。
- ・研修事業者が教育体制(講師、設備等)等の情報項目を開示。
- ・認知症高齢者へのケアや医療・看護との連携等に関する内容を充実。
- 講義と演習を一体的に実施

別表

<500時間>

基礎理解とその展開(360時間)

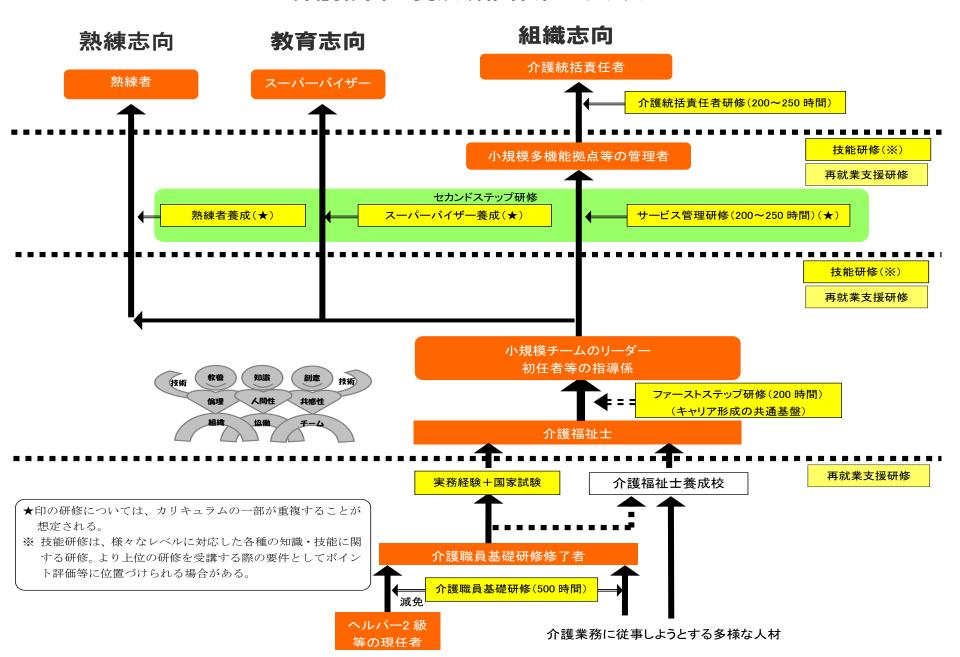
-講義・演習を一体的に実施-

- 1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解(30H)
- 2. 老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解(30H)
- 3. 老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解(30H)
- 4. 認知症の理解(30H)
- 5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術(90H)
- 6. 生活支援と家事援助技術(30H)
- 7. 医療及び看護を提供する者との連携(30H)
- 8. 介護における社会福祉援助技術(30H)
- 9. 生活支援のためのアセスメントと計画(30H)
- 10. 介護職員の倫理と職務(30H)

 $\overline{+}$

実習(140時間)

介護職員の養成研修体系とキャリアパス



<出典>「介護サービス従事者の研修体系のあり方について(最終まとめ)」(平成18年3月 全国社会福祉協議会)

家庭的保育事業の体系

児童福祉法 (抜粋)

◎ 家庭的保育事業の定義 【法6の29】

家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であって、市町村が第二十四条第一項に 規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者(市町村長が行う 研修を修了した保育士その他の<u>厚生労働省令</u>で定める者であって、これらの乳 児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅そ の他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。

◎ 保育の実施【法241】

市町村は、・・・保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。

◎ 事業の開始等 【法34の141】

市町村は、<u>厚生労働省令</u>で定めるところにより、あらかじめ、<u>厚生労働省令</u>で定める事項を都道府県知事に届け出て、家庭的保育事業を行うことができる。

◎ 実施基準の遵守【法34の15】

家庭的保育事業を行う市町村は、その事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

◎ 都道府県による指導監督【法34の16】

- ・ 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問をさせ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- ・ 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、・・・その事業の制限又は停止を命ずることができる。(法令違反や乳幼児の処遇に不当な行為をしたとき)

◎ 情報提供【法34の17】

家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、・・・その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の<u>厚生労働省令</u>の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

実施基準 (イメージ)

◎ 家庭的保育者の要件

保育士又は保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者であって、市町村長が行う研修を修了した者

<u>◎ 実施場所等</u>

- 専用の部屋を有すること
- ・保育を行う居室は9.9㎡以上、3人を超える場合は1人超えるにつき3.3㎡を加算

◎ 配置基準

- ・家庭的保育者1人で保育する場合は3人以下、
- ・補助者とともに2人以上で保育する場合は5人以下

◎保育内容:保育所保育指針に準拠し、家庭的保育の特性に留意

◎ 市町村の体制整備

市町村は、保育所その他の関係機関と連携し、以下の業務を実施 (保育内容の支援、巡回指導・相談、代替保育等)

ガイドライン(イメージ)

- ◎ 家庭的保育事業の実施体制:
 家庭的保育者又は保育所等を経営する者に委託
- ◎情報提供:家庭的保育の氏名、資格、居宅、保育内容等を適切な方法で周知
- ◎ 家庭的保育者:保育士資格を有さず研修によって家庭的保育者として認める際などにおいて適切な評価を行う。
- ② 市町村の体制整備: 家庭的保育者を支援するため、助言・指導を行う体制整備、 連携保育所の確保、代替保育の体制整備
- ◎研修: 保育士資格を有さない者が家庭的保育者となるための認定研修、就業前に全ての家庭的保育者に課す基礎研修、フォローアップ研修、現任研修、指導者養成のための指導者研修

児童福祉施設最低基準と認可外保育施設指導監督基準

項 目	児童福祉施設最低基準 (保育所)	認可外保育施設指導監督基準
職員	・ 配置基準 (児童):(保育士) の歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	主たる保育時間11時間については、 最低基準に規定する数以上、11時間を 超える時間帯については、現に保育され でいる児童が1人である場合を除き、常 時2人以上の配置が必要 保育者の3分の1以上が保育士又は看 護婦資格が必要 接納資格が必要
設 備	○2歳末満 ・ 乳児室 1.65㎡/人 ・ ほふく室 3.3㎡/人 ・ 医務室、調理室、便所 ○2歳以上 ・ 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 ・ 屋外遊戯場 3.3㎡/人 ・ 調理室、便所	 保育室 1.65㎡/人 調理室、便所
非常災害に 対する処置	消火用具、非常口等の設置定期的な訓練の実施	消火用具、非常口等の設置定期的な訓練の実施
保育室等を 2階以上に 設ける場合 の条件	 転落防止装置 ○保育室等を2階に設ける場合 ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路 	 転落防止設備 ○保育室等を2階に設ける場合 ・ 耐火建築物又は準耐火建築物 ・ 屋外階段、屋内特別避難階段(建築基準法施行令第123条第3項)等による2方向避難経路
	○保育室等を3階以上に設ける場合 ・ 耐火建築物 ・ 屋外階段、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必置) ・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) ・ 非常警報器具 ・ カーテン等の防炎処理	 ○保育室等を3階以上に設ける場合 ・ 耐火建築物 ・ 屋外隆路、特別避難階段等による2方向避難経路(4階以上の場合は屋外避難階段を必置) ・ 調理室の防火区画(自動消火装置等が設置されている場合の特例あり) ・ 非常警報器具 ・ カーテン等の防炎処理
児童の処遇	 ○保育の内容 ・健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、昼寝 ・保護者との連絡 ○給食 ・必要な栄養量を含有 ・献立の作成 	※ 保育所保育指針に準じる。
	○健康診断の実施	

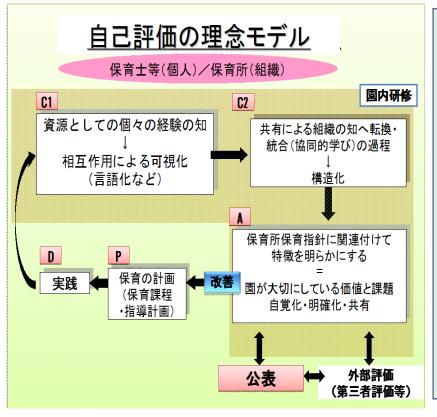
注)認可外保育施設指導監督基準は、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に 適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設最低基準を満たすことが望ましい。

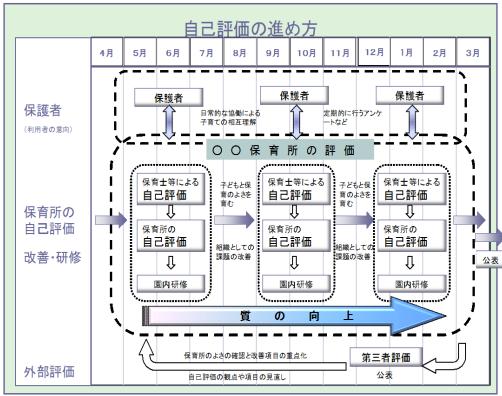
保育所における自己評価

保育所における自己評価の背景

- 保育所保育指針(平成20年3月告示・21年4月1日施行)
 - 保育士等及び保育所の自己評価と自己評価公表の努力義務 保育内容等の説明責任の明確化
- 社会福祉法及び児童福祉法における情報提供・評価
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラム(平成20年3月通知)における 自己評価の推進と評価の充実

(自己評価ガイドラインの作成とこれに基づく第三者評価の見直し等)





保育所に求められるもの(保育の質を構成する4つの柱を中心に)

~保育所保育指針及び保育所における自己評価ガイドラインによる保育所の役割と責務~

- 保育士の人間性・倫理観
- 職務及び責任の理解と自覚。

子どもの最善の ...利益の考慮

- ・保育の専門性・実践力
- 養護に関わる知識・技術
- 教育に関わる知識・技術

保育内容•保育実践

- ・保育士・職員間の連携
- ・チームワーク・協働
- ・子ども・保護者との信頼関係

組織性•活力

学び Ø) 観点 自己 評価 σ 観点

保育理念

- 児童福祉
- 子どもの人権
- 保育マインド
- 社会的責任

Ⅱ 子どもの教育・発達援助

- 発達理論
- 教育(健康·人間関係·環環· 言葉・表現)
- 子どもの遊び・保育環境
- 障害児保育

Ⅲ 保護者支援

- 子育て支援
- 家族援助
- カウンセリング
- ソーシャルワーク

組織性

- 計画と評価
- 安全·衛生管理
- ・コミュニケーション
- 地域福祉

保育課程・計画 💙 実践 →記録 → 自己評価

D

С

➡課題の明確化

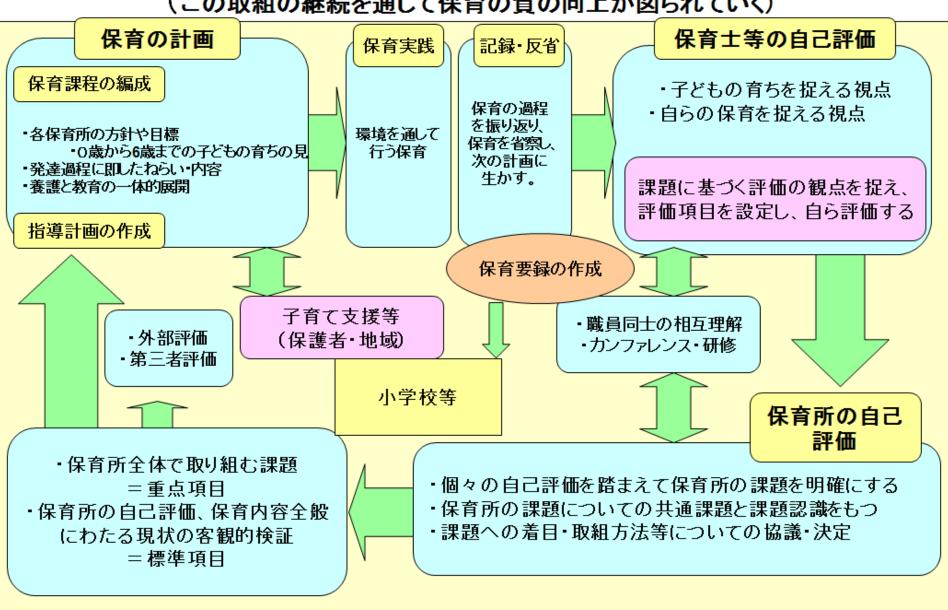
研修

保育の質の向上に係るPDCA

子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導の充実と保育の質の向上・専門性の向上

保育所保育の取組の連動

(この取組の継続を通して保育の質の向上が図られていく)



現行の情報公表・情報提供の仕組み① (認可保育所に関する情報)

- 現行制度においては、市町村に対し、認可保育所の運営状況等に関する情報提供義務が課せられている。
- また、保育所に対して、地域住民への当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十四条 (略)

2~4 (略)

- 5 <u>市町村は</u>、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の<u>厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなけ</u>ればならない。
- 第四十八条の三 保育所は、当該保育所が主として利用される<u>地域の住民に対して</u>その行う<u>保育に関し情報の提供を行い</u>、並びにその 行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。 2 (略)

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)

- 第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 保育所の名称、位置及び設置者に関する事項
 - 一の二 当該保育所が認定こども園(就学前保育等推進法第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。) である場合にあつては、その旨
 - 二 保育所の施設及び設備の状況に関する事項
 - 三 次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項
 - イ 保育所の<u>入所定員、入所状況</u>、<u>職員の状況</u>及び<u>開所している時間</u>
 - ロ 保育所の保育の方針
 - ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数
 - 二 当該保育所が私立認定保育所である場合にあつては、第二十四条の二第二項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法
 - ホ その他保育所の行う事業に関する事項
 - 四 法第五十六条第三項の規定により<u>徴収する額</u>又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による<u>保育料の額</u>に関する事項
 - 四の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する 利用料の額
 - 五 保育所への入所手続に関する事項
 - 六 市町村の行う保育の実施の概況
- ② 法第二十四条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号) (抄)

第一章 総則

- 4 保育所の社会的責任
 - (1) (略)
 - (2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第六章 保護者に対する支援

- 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
 - (1) (略)
 - (2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

現行の情報公表・情報提供の仕組み② (認可外保育施設に関する情報)

- 現行制度においては、認可外保育施設に対し、利用料、保育士等の配置数及び勤務体制、保険に関する事項等について、都道府県に対する報告を義務付けている。
- 都道府県知事は、必要と認める事項を取りまとめ、市町村長に通知するとともに、公表するものとされている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、<u>毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を</u> 都道府県知事に報告しなければならない。

2 <u>都道府県知事は</u>、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため<u>必要と</u> 認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより 行うものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 施設の管理者の氏名及び住所
- 五 開所している時間
- 六 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 八 入所定員
- 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- 十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 十一 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 十二 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十三 その他施設の管理及び運営に関する事項

現行の情報公表・情報提供の仕組み③ (認定こども園)

- 現行制度においては、都道府県に対し、認定こども園を利用しようとする者に対し、施設の名称・所在地等を周知する義務が課せられている。
- ◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)

(認定こども園に係る情報の提供等)

第六条 <u>都道府県知事は</u>、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供される<u>サービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要</u>(当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。)<u>についてその周知を図るものとする</u>。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

2 (略)

(認定の申請)

- 第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項 各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 施設の名称及び所在地
 - 三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数(満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。)
 - 四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数(満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。)
 - 五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

2 (略)

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成十八年文部科学省・厚生労働 省令第三号)

(法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項)

- 第四条 法第四条第一項第五号の文部科学省令·厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目 的とするものの別
 - 二 認定こども園の名称
 - 三 認定こども園の長(認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。)となるべき者の氏名
 - 四 教育及び保育の目標並びに主な内容
 - 五 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども 関が実施するもの

他の社会保障制度における情報提供制度の例① (医療)

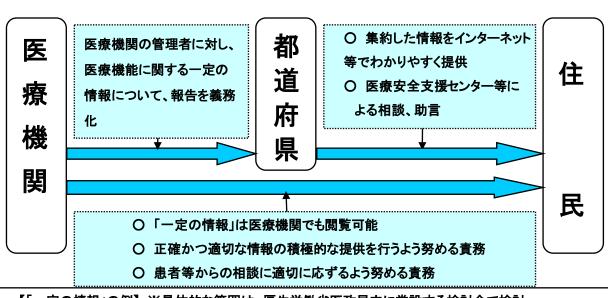
医療機能情報の提供制度の創設 平

制度の創設 平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務づけ、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設(薬局についても同様の仕組みを創設)

改正前制度 【患者が医療情報を得る手段】 〇 医療機関の行う広告 〇 インターネット等による広報 ※ 医療機関側による任意の情報 〇 利用者に対する医療機関内の院内 掲示 【見直しの視点】 ○ 必要な情報は一律に提供 情報を集約化 ○ 客観的な情報をわかりやすく提供 ○ 相談・助言機能の充実

現行制度



【「一定の情報」の例】 ※具体的な範囲は、厚生労働省医政局内に常設する検討会で検討

- 管理・運営・サービス等に関する事項(診療科目、診療日、診療時間、病床数、外国語対応等)
- 提供サービスや医療連携体制に関する事項(専門医[※広告可能なものに限る]、保有する設備、 対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、地域医療連携体制等)
- 医療の実績、結果に関する事項(医療安全対策、院内感染対策、クリティカルパスの実施、 診療情報管理体制、情報開示体制、治療結果に関する分析の有無、患者数、平均在院日数等)
- ※死亡率など治療結果情報のアウトカム指標については、今後、データの適切な開示方法等、客観的な 評価が可能となったものから順次追加予定

他の社会保障制度における情報提供制度の例② (介護)

介護サービス情報の公表制度の主旨

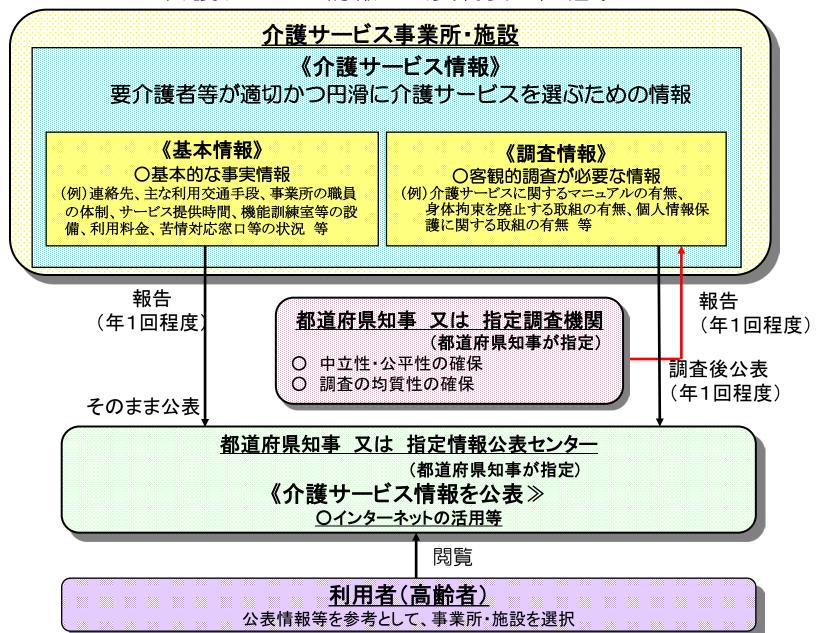
【介護サービス情報の公表の制度とは】

- ・ 基本的に全ての介護サービス事業所が、<u>利用者の選択に資する情報を自ら公表し</u>、 標準化された項目についての情報を<u>第三者が客観的に調査・確認し</u>、定期的に公表さ れる仕組み
- ※ 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない。
- ※ 情報について、公平に、いつでも、誰でも閲覧可能とするため、インターネットでの情報開示を基本とする。
- ・ 利用者が介護サービス事業所を比較検討・選択することを支援
- ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援



- ・ 利用者が介護サービス事業所に関する情報を入手し、活用することで、<u>主体的に適切な介護サービス事業所を選択することができる。</u>
- ・ 利用者の選択が適切に機能することで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組が促進され、<u>サービスの質による競争が機能すること</u>により、<u>介護サービス</u>全体の質の向上が期待される。

介護サービス情報の公表制度の仕組み



「福祉サービス第三者評価事業」の概要

1. 福祉サービス第三者評価事業の趣旨・目的

○ 意義

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

目的

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。また、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

2.福祉サービス第三者評価事業の推進方策

○ 指針の策定

福祉サービス第三者評価事業の普及・促進を図るため「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を発出。平成16年5月7日)

さらにガイドラインを元に、サービス分野別のガイドラインを検討し、順次通知として発出。

〇 推進体制

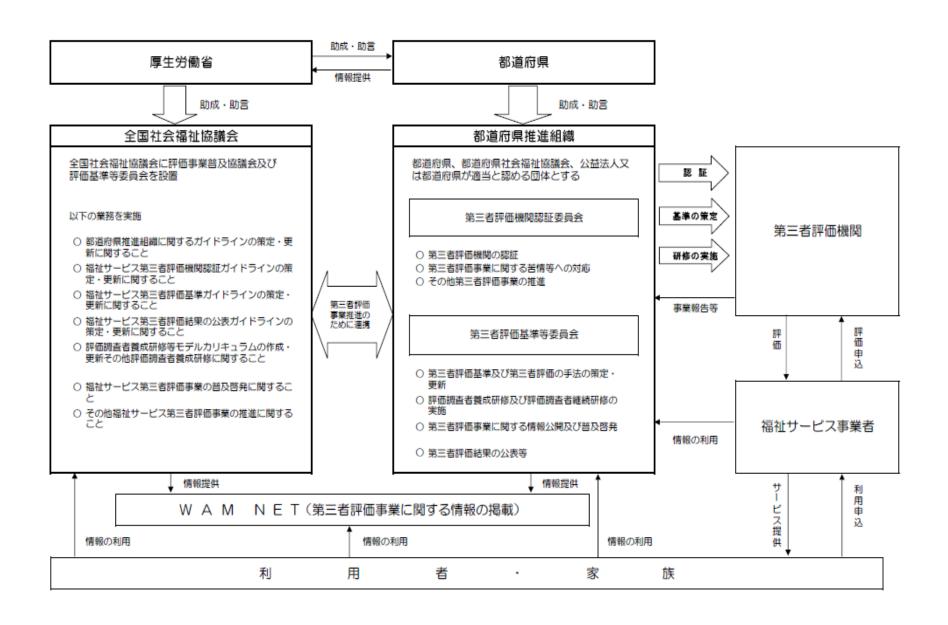
【全国の推進組織】

全国社会福祉協議会が、評価事業普及協議会・評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。

【都道府県の推進組織】

都道府県推進組織が、第三者評価機関認証委員会·第三者評価基準等委員会を設置し、第三者評価機関の認証、第三者評価基準の策定、第三者評価基準結果の公表等を行う。

「福祉サービス第三者評価事業」の推進体制



「福祉サービス第三者評価事業」の 保育所における受審の状況

		受 審 件 数			受 審 率				
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
衬	:会福祉施設等	1,678	1,947	2,835	2,765	1.77%	1.98%	2.87%	2.80%
	うち保育所	529	650	977	799	2.34%	2.86%	4.28%	3.50%

[※] 受審率について、各年10月1日時点の施設数を基に算出(平成20年度は集計中のため、平成19年度の施設数を使用。)

[※] 平成20年度の受審件数は速報値。